

うようなことからして、やはりこれも東京電力におきまして、重複障害があるかないかを事前調査をお願いしたりしまして、十セカ所をしております。これにつきましては先ほど申し上げました国道一六号から第三小学校周辺に向けての幅百メートルをさらに五十メートル前後ずつ広げた程度の幅で実施しております。この測定時点が十二月四日でございます。そのときの結果によりますると、やはり既設の建物等からの反射電波による障害が多少あるというような結果が出ております。以上のような電波障害の状況でありますので、これが実質的に建物建つてからではないとどの程度の影響が出てくるかということにはまだ判断しにくい関係で、防衛施設庁とも今後その辺のところをよく協議いたしまして、実質障害があった地点への除去装置等の取りつけを考へておるわけでございます。いづれにいたしましても、実施でやるのは五十七年後半になろうかと思ひますけれども、そのようなことで対応していきたいと思ひます。

以上で電波障害につきましても補足説明を終らせていただきます。

○建設部長(内田和雄君) 自席から市長の補足答弁をさせていただきます。

ただいま市長の方から下水道関係につきまして御答弁申し上げたわけですが、

独立採算制の問題につきましては、御指摘のとおり東京都等でも公営事業等財政再建委員会等を設け、いろいろ検討をしていろいろでございます。その中ではやはり汚水の場合は受益負担だというようなことが指摘されているようにでございます。そういう中で解決していくと申しします。独立採算で一つの企業体として考へるならば、やはり使用料の問題、それらによつてのバランスをとっていくかなければいけないんじゃないかというふうに考へます。

それから、これの検討でございますけれども、立川、東村山、昭島、青梅、羽村、福生、これらで連絡協議会というのをつくつてございまして、この近辺、いろいろやはり御指摘のように非常に財政問題、その他のことがクローズアップされて、そういう連絡協議会においても今後そういう問題を検討していくべきだというようなことで、先般、くみ取り料の問題、それから使用料の問題、それらについて、ただいま申し上げたような市において一応連絡協議会をつくりまして、それにおいても検討していくということで、すでに二回目の検討は終わっております。そんなことで今後使用料その他についてはそれらの機関を通じ、また近隣市町とも検討し合ひ、これは各市のいろいろな財政事情があるうかと思ひますけれども、やはり、そういう

うものを参考資料にしたりして進んでまいりたいと思っております。

それからあと基地の排水問題でございますが、御指摘のとおり、当初計画は非常に高い数値が出てきたわけでございますが、五十四年度の数字を見ますと、予算額では八千五百二十万円で、このぐらいを見込んでございまして、現実には六千二百五十万五千余円であつたわけです。これは初めの二月、三月分が西住宅地区だけであつて武蔵野地区はまだ入れてなかつたというふうなこともあるようにございますが、やはり当初予算から見ますと相当少なくなつてゐるわけです。

それでこれらの水の使い方でございますが、当初の計画では西住宅地区等では五十四立方メートルぐらいは月に使うんではないかというふうな計算を出してゐたようにございますが、現実には平均しますと二十五立方メートル——大体日本の住宅とはほとんど同じ数である。何か米軍人の方が水を使うんだらうというふうな予想もあつたようにございますけれども、現実には日本の住宅と大体同じような数字が出てゐるということ、そういうことの量の減少等があるようにございます。

それで、昭和五十五年度の月別の数量と料金でございますが、二カ月に一度検針しております。二月、三月分におきましては、出てきました水の数が十五万一千四

百二トンでございます。

この金額が一千百九十一万三千六百十円でございます。それから

四月、五月が十二万七千七百三十三トンで一千七十七万二千二百二十円、それから六月、七月分が十三万七千九百七十三トンと、一千九百九十三万六千八百三十五円でございます。それから八月、九月が十四万八千四百三十三トンと、金額が一千万二千二百八十八万八千四百五十五円、それが十月、十一月でございますが、九万七千七百八十三トンというところで落ちてきたわけでございます。それで、なぜ落ちたかというふうなことで私どもの方で米軍の方には問い合わせたんですが、節約をしたということと言つたんですが、それども、それほど節約はできるわけはないだろうというふうなことでいろいろ折衝をいたしました結果、非常にこのメーター自体が何のパーシャルリングとかいう、空気が圧によ

る、管の中の水が通る、それによつて何の圧がかりましてそれによつて量が決定するということなことで、水道のように全部が通つて量が計れるというものではなくて、日本の現在の機械ではそれが一番いいだろうということをつてゐるわけですが、それども、何か非常に流れるものというのが管の中の一部を流れるのであつて、非常にむずかしいというふうなことがあるようにございます。それで、これらについても今後検討はしてまいりたいと思ふんですが、恐らく故障であらうということでは、いままでの平均値を

とらせていたにつきまして、それだけは納入してもらいたいというふうなことでござります。実質的には一千百九十一万七千七百五十五円収入になっております。数量でいいますと十三万六千六百九十トンばかりでございますが、その点はそういうことになっております。それから十二月におきましては十四万七千六百九十五トンですが、それで一千百七十九万二千九百四十五円となっております。それで五十五年度の最終的な数字は七千四百五十四万二千二百十円、この程度になってくるというふうに思っております。

それから、このメーターの問題なんですけれども、五十六年度において用地買収費をお願ひしたんですけれども、現在、このメーターを確認していくには基地の中に入らなければならぬというふうな問題がありまして、これを外から入れるようにということの一部、ちやうど拝島ボールがある所ですけれども、その用地を一部買収しまして、そこにすでにもう入り口はついているわけですから、それで外から自由にこちらの方で検針ができる、また調査等ができるというふうにした、ということ、五十六年度にもこのお願いがしてござります。そういうことで、このメーターについては非常に私もはさう狂わぬだろうというふうなことはやってきたんですけれども、現実にもう数字がでてきている。どうもその数の差があるというふう

なことでもかなりチェックしなければいけないというふうに思っておりますし、また、そういうことで今度外から私も自由に入れますと、見れる回数も多くなりますので、その点が今後はなお確認してまいりたいと思っております。

○十六番(貫井喜代次君)　いろいろ説明ありがとうございました。

その中で、最初に補助金等の関係でさらに伺いますが、廃止件数、金額がいま説明されましたけれども、これと新設された件数、金額、これは差し引きで幾らになるか、せうく廃止しても、後新設をどんんややっていくということになる、とせうかの答申も無になつてしまふと同時に、私が先ほど質問した審議の概要、構成は何かやっておりますか、ということですが、その審議の中、いかにこのものが新設されたものに対して行政効果があるとして、そういうふうなもの、さう交通安全とか町会の掲示板とかというものはこれはもう当然ですけれども、そのほかどんな内容のものが新設されたか。

これは先ほど申し上げましたように、一年におたつて適正化につき審査、検討の上に答申したので、これが權威あるものだというふうに、その内容について十分執行部でも検討されたと思うわけですから、何のまだちやうと答申の内容、

趣旨、検討の内容と、うもあつ御理解ないとか、御存じないとかいうようなことにもなろうかと思ふんです。これはもちろん答申の内容を見られたらうと思ふんですけれども、検討した補助金の区分としては大きく六つに分けて検討してきたわけです。

というのは、一つにはこれは国、地方公共団体の相互関係に由来するもの、あるいは二つ目には行政協力団体、その他の公共団体助成のために支出されているもの、それから三つ目が市の組織内におつて支出されるもの、四つ目が調査、研究、事業推進等のための組織への加盟費、参加費として支出されているもの、それから五つ目が賛助金、寄附金の支出に属するものと、それから六つ目が社会福祉、生活向上、産業振興等のために直接支出されているもので、この六つの中で特に三番目、四番目、五番目というものが大変意見が出て、時間をかけて検討してきたんです。

というのは、三番目の市の組織内におつて支出されているもの、あるいは調査、研究、事業推進等と、こういうふうなものの、あるいは賛助金、寄附金の

というふうなものに重点を置かれて、また意見も出た、検討してきたけれども、なで、こういうふうなことが重点的に検討されたかという点、これは効果が補助金、あるいは交付金、負担金にしてもそうですけれども、特に補助金について効果が市民全体に及ぶといった公平、それからそれから公益、これを持つてゐるかどうか。また、補助金等が公正である行政効果が上がるものであるかどうか、こういうものを最重点に検討して答申してあるわけです。このことは情実や因縁、あるいは一部の圧力によって運用が左右されてはいけない、これは、財源のほとんどが先ほど申し上げたように貴重な市民の税金であるから、これは当然のことであると、補助金を財源別に区分してみると、そのほとんどが自己財源で賄われているということであり、自己財源で賄われているというところは、税金で賄われているということでもあります。

それで、古い統計で恐縮なんです、特別委員会が検討した当時のものをここで一度申し上げて、さらに理事者——執行部で検討してもらつて必要があるのではないかと思ふので、まことに古い把握ですけれども、十口というも現在でもこれは大差はないんじゃないかと思ふ。その当時の五十二年の

補助金の一般会計における件数は百九十六件でした。そこでこの額が一億三千二百六十四万五千円、これは五十二年です。それでこれは予算に對する構成比は幾らかという約二%——一九四%、百九十六件のうちの自己財源に對する割合は七四%、これが約一億三百万円、補助金等の合計額に對する補助金が七件で三千万円ばかり入りますけれども、ほとんどがこういう自己財源で賄われている。

以上のようなおわかりになるかと思いますが、補助金の財源はとにかく市民の貴重な税金以外から出すものでなくて、税金で賄われていると、うろして見る以上、有知の方には平でなければならぬことが御了解いただけたかと思つておますが、したがって、単に従来からの慣行にとらわれずに、厳正な態度で対処し適正化を図るべきであると、こういうふうな指摘がしてあるわけですが、まだ先ほど当初申し上げた廃止が幾らで新設等の合計の差し引き幾らになるんだということを開かなくともわかりませんけれども、そこで一つの廃止になっているかどうか例を取ってみますと納税貯蓄組合連合会あたりの

問題も、これは再三申し上げた補助金を廃止すべきではないかということも出ておりました。先ほど件数だけで内容がわかりませんでしたが、それからまた西多摩勤労者の福祉協議会、これは福生市が二十万円で出してありますけれども、この協議会の事業内容等、福生市からの参加している人員数、特に職員が行事、その他に何回、何人ぐらいが参加しているものであるか、あるいは先ほど申し上げたように市民のどのくらいが参加しているか、これを一つ。

こればかりを指摘するわけじゃありませんけれども、一つの例でございしますが、補助金の内訳を見ても町村間に格差があり過ぎると、内容を見ると、それで市町村からの助成、補助金額と決算額等についても何か相違があるように見受けられる。先ほど申し上げたように市民全体に及ぶといった公益性や、どのような行政効果があったものにあるか、こういうふうなことにいつてもし説明をしていただければならぬ説明をしていただきたいと思つておられます。

そのほかにも減額の方でということ、あるいは廃止の方でとした答申が幾つかあります。この勤労者福祉協議会について考え方を説明していただくことで、ほかの指摘した件についてもどうあるべきかがわかりになるのではないかと、こういうこ

とで伺うわけです。

もう申し上げるまでもなく補助金等の基本的な考え方、あり方としては、自治法の第二百三十二条の二で「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において交付、または補助することができると」なされております。これはもつともなことであります。この公益上という、しかし、概念がきわめて抽象的な基準で、一時的な基準を添えることはむずかしいと言われているわけであり、まず、このことはいわば福祉の公益性というようなことは福祉の充実、それから教育、文化の向上等を含めたところの住民福祉と同じ義務と考へられるということも答申の中でうたわれていることもあり、いま一度ただいま申し上げたようなことで、そうしたことを踏まえて、いま一回回答をお願いしたいと思っております。

それから下水の関係でございますが、これはもちろんもう大変だということとは私もよくわかっております。したがって、要は国に対してこの下水道事業に対して、いさし事業の補助をしてもらうというのを強かに要請することと必ず第一番に必要じゃなからうかと、こんなふうに思っておりますけれども、先ほど来申し上げたように、

一般会計からの繰出金はもちろん下水道事業会計のみならず、他会計の繰出金もありますけれども、これもすべて税金から支出されていることは、もう先ほども申し上げたとおり御存じのとおりであります。したがって繰出金が増加することは一般会計に大きな負担をかけ、そのために市独自の事業を圧迫することになります。ひいては市民全体、住民間の負担が不公平になる。また繰入金が入るといふことは企業努力が不足ばかりになる、これは当然、そうなるとうえです。そこで下水道事業の健全化を図る基本はあくまでも独立採算制、これは利用者びりけり料金をもとにその事業を行うと、そういう原則の事業であるということと十分認識し、その上に立つて行われていると思っております。さらにこれを強く認識して企業努力をすることがあろうと私は思っております。この企業努力をするということは、たとえば利用者につき適正な負担、また責任を明らかにするたの一般会計からの負担、いわゆる繰出金の範囲、それから限度額等を明確にするということと、したがって、こうした上に立つて行うということは、生活保護世帯に対する減免など明らかに理由のある経費だけに限るといふことなどを明確にし、利用者と非利用者の負担の不公平を

招くもとにかりかねないと考えます。

したがって、さきに申し上げたように適時適正な使用料の改定を求めざるべきであると思いますが、今後、どのように下水道事業の、先ほどどうもまださっぱりしてませんでした、事業の財政健全化に努めようか、方策について、そのものずばりさらにひとつ伺いたいと思います。

二つ目としては、いままで私も二年以上前から何回も質問をしてまいりました。議事録にも残っております。下水道事業の中の水洗化に伴って残されたみ取り料金については、供用開始をすすめてにもう三年を過ぎますという地区があります。これが取り扱ひ方針は決定したか。したしたらどのようなになるか。先ほどちょっと触れておりましたようにですけれども、これについても伺います。御承知のように有料化している八王子市、あるいは柏江市、それから本年四月から府中市がまださらに有料化するということが先日の新聞にも載っております。

私がなぜ執拗にと言われるように、この問題を取り上げているかということ、下水道は生活の基盤である施設であり、この整備は文化生活上必要であることを十分承知しているわけで、これが財政を、そして一般会計から

の繰り出しも少なくできるかに真剣に打ちすることによって、より一層目の努力と、これが施設の整備に力を入れるべきものと考えるもので、そこで現在は、現時点における供用開始地域、先ほどちょっと回答もありましたけれども、これは全体計画のどれぐらいであるか、また水洗化の割合はどれぐらいであるか、改造投資と融資状況はどうなっているか等について一度伺いたいと思います。

先般、横浜市の水洗化が四七％と発表されましたように、この普及は大変なことのように、横浜市の五十六年度の一般会計の予算額は五千九百億円、そのうち自主財源が六二％と発表され、まことに羨望の財政であると思います。福生市の五十四年度の決算内容が二月十四日に「広報ふさ」で発表された、この発表によると自己財源が三〇・四％、五十六年の新年度予算書を見ますと福生市がこれが三四・五％、これは予算でありますけれども、青梅市は四二・六％、このように先ほども市長から依存財源が多いいんだということを言われましたけれども、横浜市は非常に率のいい自主財源を持っていると、その横浜市の水洗化普及と自主財源を考えると、いかに下水道事業が大変であるかも知ったわけで、いろいろ伺ったわけです。

が、先ほど申し上げた件について一度ひとつ明確に回答をお願いしたいと思っております。

なお次に横田基地の下水道の使用料ですが、これは過去のことを申し上げるという事があるが、条例を改正させられて、改正させられたらその後にもまた西地区ばかりじゃなくて南も北もそれと同じようにやらなければならぬという事があるが、一方的に押しまくられて現在のようになっているという事ですが、横田基地の下水道の使用料にかかわることについて、さらに伺いたいというが、どういうふうにこれからやっていこうというのか、そういう方針についていさ少しお聞きしたいんです。

これが経過は皆さんも御存じのように、昭和五十三年、十口人ですが、五十三年十二月に基地司令官から防衛施設局長、当時高島局長でしたけれども、下水道料金についてという文書、西地区の汚水料金は福生市下水道使用料条例（第十二号）に示す小口使用料率によることを了解したということ、さらに翌年五十四年一月三十一日には市長あてに、横田飛行場西地区の下水道サーバスについて、こういう見出しで西地区の下水道サー

ビスを開始してくだるようお願いします。こういうことにされてきています。その内容の一つは下水道サービスに関する料金は、福生市条例第十二号、今度は括弧をして改正を含むとしてあります。に基づくものとする。また、二目としては、汚水排水量は月約三万四千六十五トンというものであります。このような経過を経て、その年の二月五日に、自治体として早く管をつないでもらわないと下水道料金が入ってこないでということ、基地灯台委員会が防衛庁に陳情に参りました。そのときの要旨は長くなるから申し上げませんが、これも、こういうふうないきさつもあり、これはかりやなくて上水道をあそこには管をつなぐ場合にもいろいろと論議があったし、こうした下水道使用料も、当初基地は一つの施設として大口としてやろうということが、こんなふうな関係で一般家庭並みということになってしまったんですけれども、それでその当時の説明によると、もしあつてやはりこういうふうなことでやるよりほかにはないんだということであつたと思ふんです。

したがって、それからもう時間も過ぎましたので、この辺でひとつ基地を一つの施設として大口だということ、料金を改正することはできないか、こういうふうなこ

とで少し力を入れて基地排水についての料金を改正してもらいたい。これがやはり
福生市の下水道事業の財政に大きく影響が出ると思うので、そのよう
なことができないものかどうか、それを話したことがあるが、これから話して
みると、いふあればあるかどうか。これは市長によくその腹構えがあるかどうか、
そういうふうなことも、ひとつお聞きしたいと思います。

それから財政の確立の問題ですけれども、これに対してはいろいろ先ほど伺った
わけですが、さらにこれは先ほど申し上げがあるんですが、現在の社会経済
の中において、または日常生活における個々におきても、あらゆる分野で完全な
というよりはむしろ人に公平、公正ということも望むわけですが、望むべくしてもなかなか
望めないということの多い現在社会ではなにかと思います。しかし、何事によらず
そうですけれども、その程度ではないか、内容ではないかと思えます。したがって、
その程度の中身によつて是正なり改正なりについて、精進はこの努力をして、もち
ろんそれには検討もしていくべきではないかと考えます。

ことしは、御承知のように先ほどの市長の施政方針の中でも触れております
が、国際障害者年でありますけれども、この障害者日年ということに私はこだわ

るわけではありませんが、いろいろ申し上げた中で、障害者日に対する特別とい
うが、特殊とかいう施設の建設や援助、あるいは手助け等をして、そのこと
が市の人口に対する比率がわずかなであらうと、このようなことを私は負担均等
受益者負担などということをお願いしたものではありません。しかも心身
ともに四肢健全な一般市民のだけれども利用できる施設等を利用する者につ
いては、その経費の一部を利用者が負担することは当然であらうと思います。
したがって、一部の利用者のための施設と見られるようなものについては、利用する者
がその施設を維持管理していくに必要な経費の一部なりを負担してもらうこ
ととすべきが行政であり市政であらうかと思えます。一部の利用者というものを
申し上げましたけれども、仮に三分の一の利用者のために三分の二の税金、しか
も、税金の中の市民税には先ほど申し上げましたが、均等割りも課せ
られている。御承知のようにこの均等割りは、高額所得者であつても所得税
額の低い低所得者も文字どおり均等に課せられる市民税、このうちから一
部の使用費や利用者の施設の経費に先ほど申し上げたように支出、支払われる
としたら公平、公正にはならないと申します。

財政確立、健全化のため、また公平を期する上からも、施設の使用等についての使用料、あるいは手数料等についても、こうしたことの上について市長はまたどういうふうに考へてゐるか。実は前回このことも十二月の定例会で私の質問に対して、財政は心配ないという回答で、私の市財政の見方が間違つたのではないかと自問自答してゐたわけですが、一晩過ぎた翌日、百八十度、一転して厳しい財政状況を常に認識し、健全財政に努力していると、きよりの施政方針でもそういうふうなことが聞かれましたけれども、こういうふうなことがありましたので、あえてただいま申し上げたことについて、これは財政が安全であれば聞かれないですけれども、厳しいということであるので、さらに、この点、市長の取り組み方というところをお聞きしたいと思ひます。

以上、財政確立、健全化の一つとして考へるべきではと思ひ使用料、手数料、あるいは使用料等について意見を上上げておきました。

このような料金徴収を負担に公平、受益者負担等からその改正なり是正なりということに触れてきたわけですが、こうした反面、行政の中での支出についてもいかに削減なり、整へたり、あるいは統合するということが支出を

抑える面もあらうかと思ひます。先ほど補助金等の関係にも申し上げましたけれども、そうした抑える面もあらうかと思ひます。

たとえば各種いろいろの行政委員会がいま幾つもあります。その委員会の構成、委員数の減員、中にはまた増員ということもあらうかと思ひますが、十年一昔と言われますけれども、いわゆる一昔はおろか二昔も三昔も前に設置、設定されたものが改正、改善されてないものもあらうかと思ひます。

たとえば身近な市議会議員定数を例にとつても、自治法第九十一条による法定議員数、当時の町で二十六人、これは法定二十六人を二人減員して二十四人で現在に至つております。しかし、市制施行十一年目を迎えております。市の法定議員数は人口により、これはもちろん異なりますけれども、福生市の場合には三十人までとされておりますが、条例の定めは二十四人です。市の代表として選挙により選ばれる議員数を二十四人とした当時の人口に比して現在何倍に人口が、また有権者が増加してゐるのか、これは数字を申し上げることもなくわかると思ひます。私はここでこういうことを申し上げて議員定数を増せということを申し上げてゐるのではなく、時代がかわり市の形態も